

（趣旨）

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和51年3月31日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

（公表事項等）

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力㈱から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第1号） ②四国電力㈱からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果	①お知らせ（様式第2号） ②四国電力㈱からの報告

（公表方法）

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- （1）報道機関への発表又は資料提供
- （2）県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- （3）閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター）（発電所の配置図は除く。）

（公表時期）

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

（その他）

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部防災局原子力安全対策課が対応する。

- 附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成16年9月9日から施行する。
- 附 則 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則	この要領は、平成23年 6 月16日から施行する。
附 則	この要領は、平成24年 9 月19日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年 7 月 7 日から施行する。
附 則	この要領は、平成29年10月30日から施行する。
附 則	この要領は、平成30年 5 月23日から施行する。
附 則	この要領は、令和元年 6 月18日から施行する。
附 則	この要領は、令和 2 年10月16日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年 1 月 7 日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年 8 月 4 日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年10月 5 日から施行する。
附 則	この要領は、令和 3 年12月20日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発表及び経過の通報連絡の場合

種類	区分	内 容	公 表 時 期*	
			報道機関	県ホームページ 閲 覧
主に設備に係るもの	A	(1) 協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度5弱以上又は発電所で20ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音が発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
	B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後48時間以内に公表	通報連絡後48時間以内に掲載
	C	A及びB以外の事項	毎月10日に前月分を公表(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)	毎月10日に前月分を掲載(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日とする。)
核物質防護に係るもの	PP	核物質防護に影響がある事態が発生し、その事態の脆弱性が解消されたとき	公表可能な段階で速やかに	掲載可能な段階で速やかに

※特定重大事故等対処施設に係る異常事態については、A、B、PP区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときに速やかに公表し、C区分はその異常事態の脆弱性が解消されたときを通報連絡があったときとみなし、この表の公表時期に従うものとする。ただし、次のような内容については、その旨直ちに公表する。

- ・特定重大事故等対処施設の故障により原子炉を停止した場合
- ・特定重大事故等対処施設に係る火災、人身事故発生時に消防車、救急車が伊方発電所に入構する場合 等

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月10日(10日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

資料 9－2 令和 5 年度伊方発電所の異常時通報連絡の状況について

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国の 報告 対象	県の 公表 区分	号 機別	管理 区域	異常の 種類
令和5年4月の通報連絡件数			A: 0 B: 1 C: 1 PP: 0 計: 2					
1	R5.4.20	R5.4.20	通信障害に伴う衛星電話の一部使用不能による運転上の制限の逸脱	無	B	3	外	その他
2	R5.4.22	R5.5.10	作業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
令和5年5月の通報連絡件数			A: 0 B: 1 C: 5 PP: 0 計: 6					
3	R5.5.1	R5.6.12	スチームコンバータの不具合	無	C	3	外	設備故障
4	R5.5.7	R5.6.12	モニタリングポスト等の指示上昇	無	C	123	外	自然変動
5	R5.5.13	R5.6.12	グラント蒸気復水器排気ファンの不具合	無	C	3	外	設備故障
6	R5.5.19	R5.6.12	地震の観測(1号機:9ガル、2号機:7ガル、3号機:9ガル)	無	C	123	—	地震観測
7	R5.5.19	R5.5.19	制御棒クラスタ駆動装置空調系統への養生袋の吸い込み	無	B	3	内	設備故障
8	R5.5.26	R5.6.12	発電機用窒素ガス封入装置からの窒素ガス漏えい	無	C	3	外	設備故障
令和5年6月の通報連絡件数			A: 0 B: 0 C: 0 PP: 0 計: 0					
令和5年7月の通報連絡件数			A: 0 B: 1 C: 4 PP: 0 計: 5					
9	R5.7.2	R5.8.10	使用済燃料乾式貯蔵施設設置工事に使用する仮設電源ケーブルの損傷	無	C	3	外	設備故障
10	R5.7.16	R5.8.10	火災報知器の誤動作	無	C	3	外	その他
11	R5.7.26	R5.7.26	使用済燃料ピット監視カメラの異常	無	B	3	外	設備故障
12	R5.7.27	R5.8.10	非常用ガスタービン発電機燃料油貯油槽Aの配管フランジ部からの油漏れ	無	C	3	外	設備故障
13	R5.7.27	R5.8.10	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
令和5年8月の通報連絡件数			A: 0 B: 0 C: 2 PP: 0 計: 2					
14	R5.8.4	R5.9.11	作業員の負傷	無	C	—	外	負傷等
15	R5.8.7	R5.9.11	海水管の圧力検出配管からの海水漏れ	無	C	1	外	設備故障
令和5年9月の通報連絡件数			A: 1 B: 0 C: 1 PP: 0 計: 2					
16	R5.9.1	R5.9.1	従業員の救急搬送	無	A	—	外	その他
17	R5.9.20	R5.10.10	タービン建家天井クレーンの照明用ケーブルの焦げ跡	無	C	12	外	設備故障
令和5年10月の通報連絡件数			A: 0 B: 0 C: 1 PP: 0 計: 1					
18	R5.10.5	R5.11.10	碍子洗浄水タンクへの送水配管からの水漏れ	無	C	12	外	設備故障
令和5年11月の通報連絡件数			A: 1 B: 1 C: 2 PP: 0 計: 4					
19	R5.11.8	R5.11.8	作業員の救急搬送	無	A	1	内	その他
20	R5.11.17	R5.12.11	電気出力の瞬間変動	無	C	3	外	その他
21	R5.11.22	R5.11.22	出力領域中性子束計器の不具合	無	B	3	外	設備故障
22	R5.11.28	R5.12.11	エタノールアミン排水処理装置の電解槽供給ポンプ出口逆止弁における異物の確認	無	C	3	外	設備故障
令和5年12月の通報連絡件数			A: 0 B: 0 C: 1 PP: 0 計: 1					
23	R5.12.30	R6.1.10	モニタリングステーションじんあいモニタの不具合	無	C	123	外	設備故障
令和6年1月の通報連絡件数			A: 0 B: 0 C: 2 PP: 0 計: 2					
24	R6.1.6	R6.2.13	火災報知器の誤動作	無	C	123	外	その他
25	R6.1.9	R6.2.13	火災報知器の誤動作	無	C	123	外	その他
令和6年2月の通報連絡件数			A: 1 B: 0 C: 4 PP: 0 計: 5					
26	R6.2.2	R6.3.11	火災報知器の誤動作	無	C	3	外	その他
27	R6.2.6	R6.3.11	エタノールアミン排水処理装置の電解槽供給ポンプの不具合	無	C	3	外	設備故障
28	R6.2.20	R6.3.11	火災報知器の誤動作	無	C	123	外	その他
29	R6.2.26	R6.2.26	地震の観測(1号機:30ガル、2号機:28ガル、3号機:22ガル)	無	A	123	—	地震観測
30	R6.2.29	R6.3.11	エタノールアミン排水処理装置の異常停止	無	C	3	外	設備故障
令和6年3月の通報連絡件数			A: 2 B: 0 C: 1 PP: 0 計: 3					
31	R6.3.11	R6.3.12	作業員の負傷	有 ^{注1}	A	—	外	負傷等
32	R6.3.14	R6.3.14	燃料取替用水タンクポンプ出口ライン弁からのほう酸水の漏えい	無	A ^{注2}	2	内	設備故障
33	R6.3.26	R6.4.10	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
令和5年度合計			A: 5 B: 4 C: 24 PP: 0 計: 33					

注1:労働安全衛生法に基づく報告
注2:国の判断に時間を要したため、A区分として公表

(参考)伊方発電所からの異常時通報連絡状況

年 度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度
A	—	5	3	5	7	9	5	7	2	9	4	2	1	2	1	8	1	1	5	6	3	7	9
B	—	6	10	11	8	7	5	11	5	8	11	5	2	3	2	0	3	4	3	4	2	4	4
C	—	29	33	30	35	23	23	30	26	30	29	26	18	12	17	24	19	15	14	20	13	17	18
PP	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0
合 計	64	40	46	46	50	39	33	48	33	47	44	33	21	17	20	32	23	20	22	30	18	28	31

年 度	令和5年度												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
A	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	2	5
B	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	4
C	1	5	0	4	2	1	1	2	1	2	4	1	24
PP	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	2	6	0	5	2	2	1	4	1	2	5	3	33

資料 9－3 環境放射線測定地点及び試料採取地点図

図 1～7 のとおり。

項 目	愛媛県	四国電力㈱
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント（積算線量）	□	○
定期測定地点（線量率）	◻	◉

（参考）図中の番号は、地点番号を示す。
線量率と積算線量で地点が若干異なる場合には、線量率の測定地点を示した。

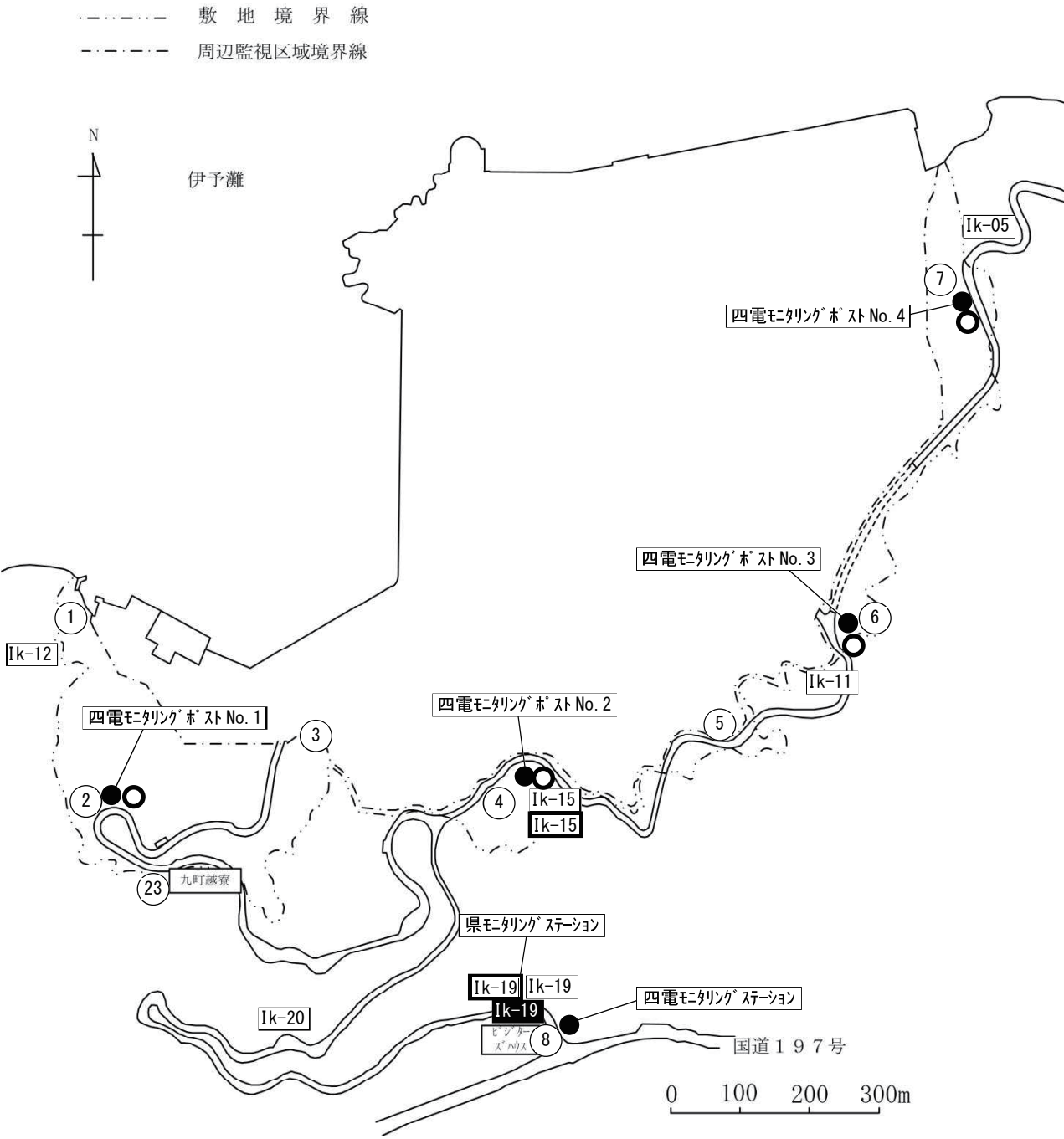


図 1 空間放射線 調査地点図（発電所周辺）

項 目	愛媛県	四国電力㈱
大気試料、環境試料、排水	□	○

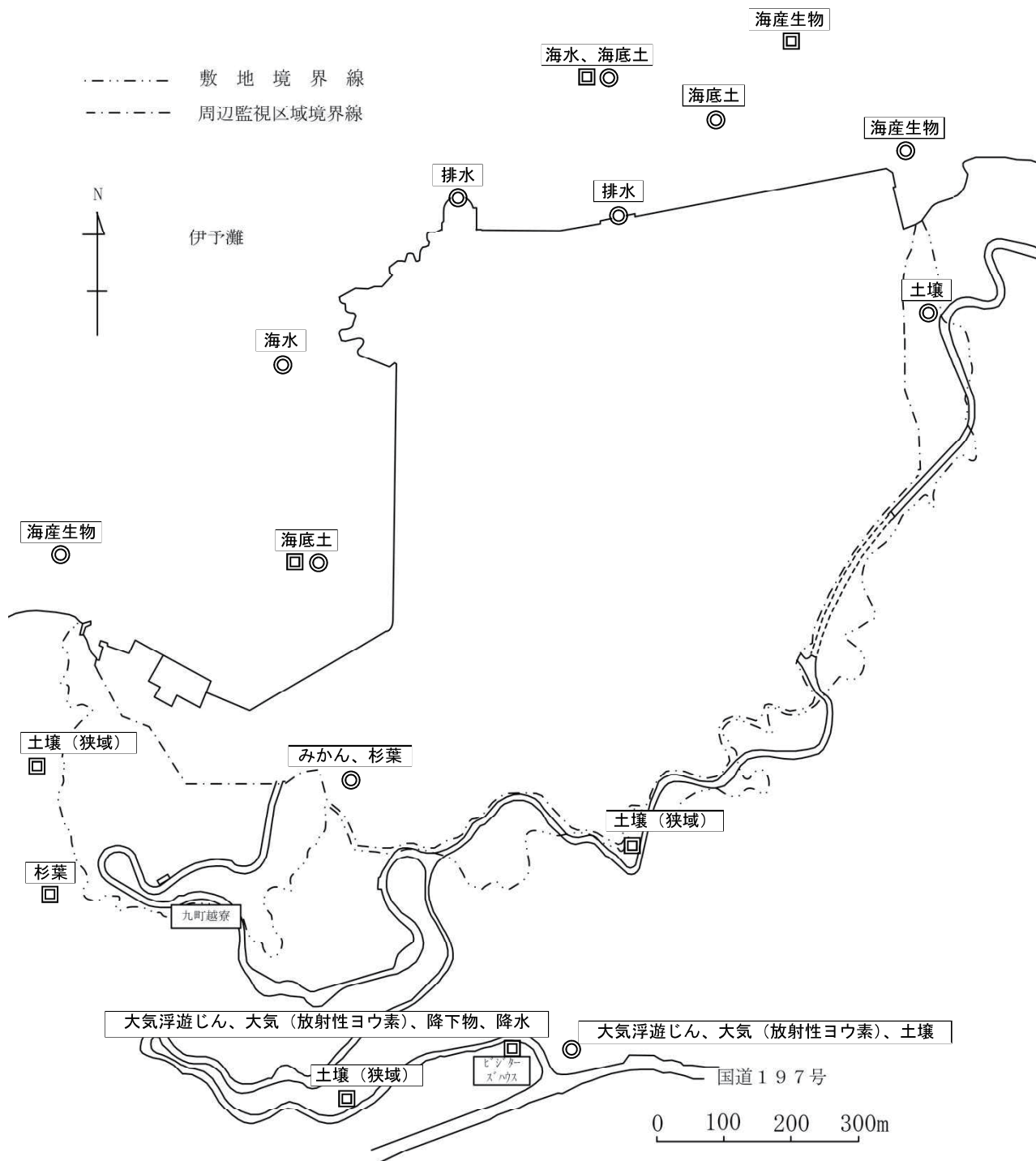


図2 大気試料、環境試料、排水 調査地点図(発電所周辺)

項 目	愛媛県	四国電力㈱
モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■	●
モニタリングポイント（積算線量）、定期測定地点（線量率）	□	○

（参考）図中の番号は、地点番号を示す。

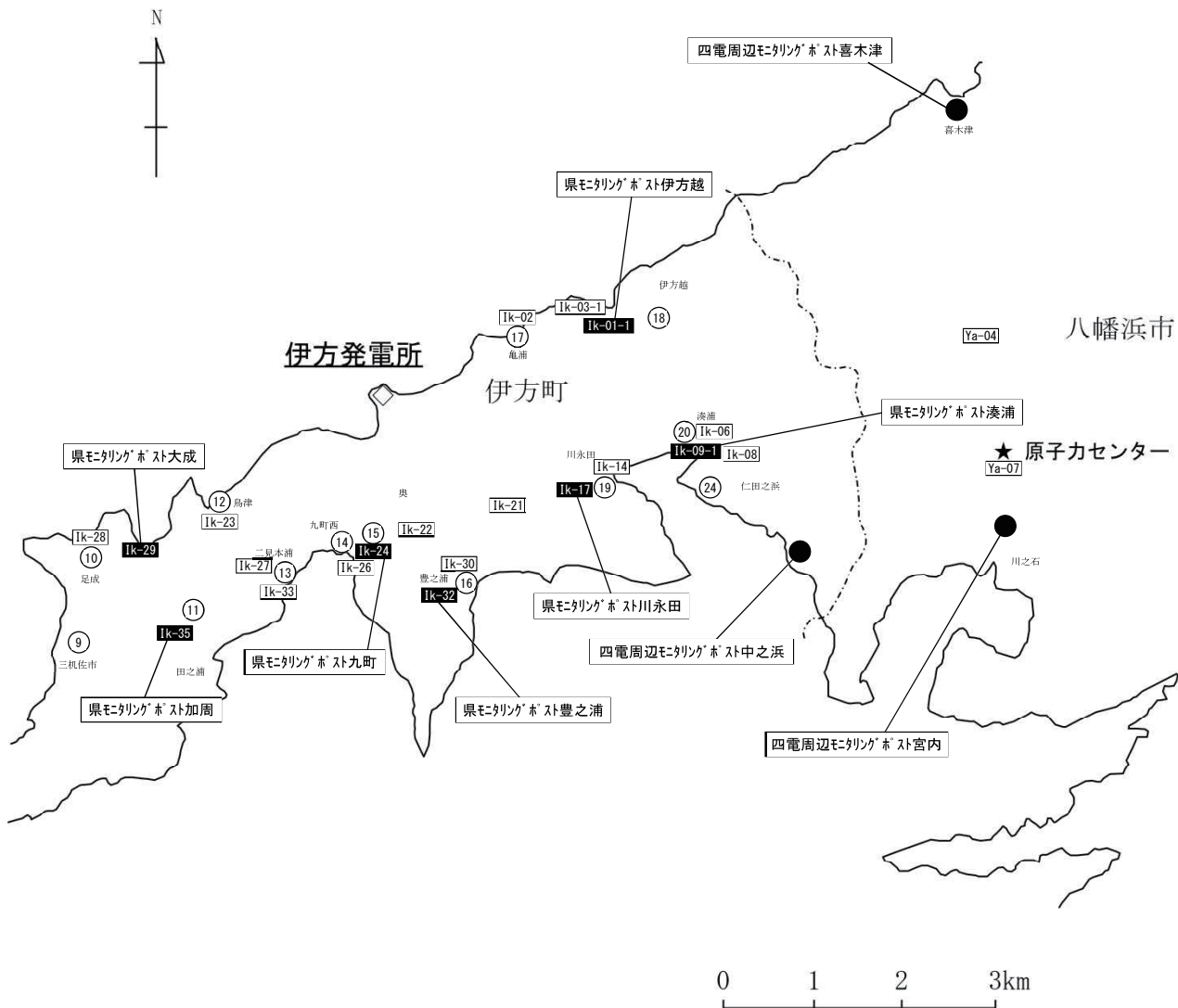


図3 空間放射線 調査地点図（伊方町周辺）

項 目	愛媛県	四国電力㈱
大気試料、環境試料	□	◎



図 4 大気試料、環境試料 調査地点図（伊方町周辺）

項 目	愛媛県
環境試料	□



図6 環境試料 調査地点図（広域）

項 目	愛媛県
土壌（広域）	◆
陸水（広域）	◎



図7 土壌（広域）・陸水（広域） 調査地点図